

保育園における感染症の登園基準一覧表

集団生活に適応できる状態に回復し、かつ登園しても園での流行を拡大させないためにご協力をお願いします。

A. 意見書（医師記入）が必要な感染症 コドモンの資料室・ホームページよりダウンロードできます。

※「〇〇後△△日」、という場合はその日は含まれず翌日を第1日目とする

感染症名	登園のめやす
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過してから
風しん	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	すべての発しんがかさぶたになるまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の膨張が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核	医師が感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで

B. コドモンで園に連絡が必要な感染症

※医師の診断を受け、保護者がコドモン（連絡⇒欠席遅刻⇒症状・病名を選択）で連絡。

感染症名	登園めやす
インフルエンザ※	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで（乳幼児にあっては、3日を経過するまで）
新型コロナウイルス感染症※	発症から5日間経過し、かつ症状軽快後1日を経過すること
溶連菌感染症	抗菌薬の内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（リンゴ病）	全身状態がよいこと
ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス・ロタウイルス・アデノウイルス）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	すべての発しんがかさぶたになるまで
突発性発疹	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症については、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部がR4.11.4に公表した事務連絡（<https://www.mhlw.go.jp/content/001008879.pdf>）により、「医師による治癒の証明を求めない」とされています。コドモン連絡をお願いします。

C. その他配慮をお願いするもの（他児への感染を防止する対策）

・伝染性膿痂疹（とびひ）・伝染性軟属腫（水いぼ）・アタマジラミ ・疥癬 ・B型肝炎

厚生労働省こども家庭庁「保育所における感染症対策ガイドライン」準用 2024/4/1版